

昭和四十八年人事院規則一〇一七

人事院規則一〇一七（女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉）

人事院は、國家公務員法に基づき、女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉に関する次の人事院規則を制定する。

（趣旨）

第一条 十八歳以上の女子職員及び十八歳未満の職員（以下「年少職員」という。）の健康、安全及び福祉については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（生理日の就業が著しく困難な女子職員に対する措置）

第二条 各省各庁の長は、生理日の就業が著しく困難な女子職員が休暇に関する法令の定めるところにより休暇を請求した場合には、その者を生理日に勤務させてはならない。

（妊娠婦である女子職員等の危険有害業務の就業制限）

第三条 各省各庁の長は、妊娠中の女子職員及び産後一年を経過しない女子職員（以下「妊娠婦である女子職員」という。）を別表第一第一号及び第二号イに掲げる妊娠婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。産後一年を経過しない女子職員が同号ロに掲げる業務に従事しない旨を申し出た場合も同様とする。

第二条 各省各庁の長は、妊娠婦である女子職員以外の女子職員を別表第一第三号に掲げる女子の妊娠又は出産に係る機能に有害な業務に就かせてはならない。

（妊娠婦である女子職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第四条 各省各庁の長は、妊娠婦である女子職員が請求した場合には、午後十時から翌日の午前五時までの間ににおける勤務（以下「深夜勤務」という。）又は勤務時間法第十三条第一項に規定する正規の勤務時間若しくは非常勤職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間等」という。）以外の時間における勤務をさせてはならない。

（妊娠婦である女子職員の健康診査及び保健指導）

第五条 各省各庁の長は、妊娠婦である女子職員が請求した場合には、人事院の定めるところにより、その者が母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十条に規定する保健指導又は同法第十三条规定する健康診査を受けるため勤務しないことを承認しなければならない。

（妊娠婦である女子職員の業務軽減等）

第六条 各省各庁の長は、妊娠婦である女子職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせなければならない。

第二条 各省各庁の長は、妊娠中の女子職員が請求した場合には、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとときは、当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務しないことを承認することができる。

（妊娠中の女子職員の通勤緩和）

第七条 各省各庁の長は、妊娠中の女子職員が請求した場合には、その者が通勤を利用して交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとときは、正規の勤務時間等の始め又は終わりにおいて、人事院の定める時間、勤務しないことを承認しなければならない。

第八条 各省各庁の長は、六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定の女子職員が請求した場合には、その者を勤務させてはならない。

（産後の就業制限）

第九条 各省各庁の長は、産後八週間を経過しない女子職員を勤務させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女子職員が請求した場合には、医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。

（保育時間）

第十条 各省各庁の長は、生後一年に達しない子（勤務時間法第六条第四項第一号において子に含まれるものとされる者を含む。）を育てる女子職員が請求した場合には、人事院の定める保育時間中は、その者を勤務させてはならない。

（年少職員の危険有害業務の就業制限）

第十二条 各省各庁の長は、年少職員（交替制により勤務する十六歳以上の男子職員を除く。）に深夜勤務をさせてはならない。ただし、次に掲げる勤務については、この限りでない。

（年少職員の深夜勤務の制限）

第十三条 各省各庁の長は、年少職員（交替制により勤務する十六歳以上の男子職員を除く。）に深夜勤務をさせてはならない。ただし、次に掲げる勤務については、この限りでない。

（年少職員の時間外勤務の制限）

二 災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務

（年少職員の時間外勤務の制限）

第十三条 各省各庁の長は、年少職員（交替制により勤務する十六歳以上の男子職員を除く。）をさせなければならない。ただし、前条第二号に掲げる勤務については、この限りでない。

(船員の特例)

第十四条 各省各庁の長は、人事院規則一〇一八（船員である職員に係る保健及び安全保持の特例）第一条に規定する船員（以下「船員」という。）である女子船員（以下「女子船員」という。）を妊娠中船内で作業に従事させてはならない。ただし、女子船員が妊娠中であることが航海中に判明した場合にあつては、当該船舶の航海の安全を図るために必要な作業に従事させることを妨げない。

各省名戸の長は、姫君中の女子船員及び商後一年を経過したい女子船員（以下「姫商姫である女子船員」といふ）を別表第三第一号及第第一号に掲げる姫商姫の姫姫務に就かせ得はならない。各省各寧に長は、玉圭昂である女子船員以外の女子船員を別表第三第三号に掲げる女子の壬辰又は出立等に係る幾能ニ有害である業務に就かせ得はならない。

第三条の規定は、女子船員には適用しない。

各省各府の長は、船員（お名前を記載する旨の記入欄に記入する）が深夜勤務の際は、年少職員（交替制により勤務する十六歳以上の男子職員を除く。）に深夜勤務とあるのは、「年少職員に午後八時から

翌日の午前五時までの間は「おけい」(勤務)とする。

(昭和六年三月一五日人事院規則一〇一七一一)

(施行期日)
この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、第十二条の改正規定並びに附則第四項及び第五項の規定は、昭和六十一年三月十八日から施行する。

（経過措置）改正前の

他の行為とみなす。
この規則の施行の察現に航海中である船舶に乗り組む船員である女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉については、改正後の人事規則の規定にかかるうえ、当該船舶が靠港するまでの間

間は、なお従前の例による。
筆後六開間を満喫する日が第一項(一)書に規定する改正規定の施行前である女子職員については、改正後の人事院規則二〇一七第十二条の規定は、適用しない。

第一項ただし書に規定する改正規定の施行前に改正前的人事院規則（一〇一七第十二条）ただし書の規定により就業するに至つた女子職員で、当該改正規定の施行の際産後六週間を経過していな

附則（昭和六三年二月一九日人事院規則一一四）抄
（五百三月一日）

この規則は、昭和六十三年四月十七日から施行する。

(人事院規則九一三〇の一部改正に伴う経過措置)
一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正

については、当該指定が行われる間は、第一条の規定による改正後的人事院規則九一三〇第二十四条の二第一項第三号中「給与法附則第十一項から第十四項まで」とあるのは、「一般職の職員の給与等に関する法律」の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二百九号）附則第九項」とする。

(人事院規則一〇一七の一部改正に伴う経過措置)
改正去付則第九項の規定による指定が丁つてゐる職員に対する第六条の規定による改正後的人事院規則一〇一七第三条の規定の適用については、当該指定が行わるる間は、同条中「給与去付則第

十一項から第十四項まで」とあるのは、「一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二百九号）附則第九項」とする。

この規則は、平成六年九月一日から施行する。

この規則は、平成六年九月一日から施行する。

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定（同条を第五条とする部分を除く。）、第八条に一項を加える改正規定、第九条の改正規定（同条を第七条とする部分を除く。）、第十条の改正規定（同条を第八条とする部分を除く。）、第十二条の改正規定（同条を第十条とする部分を除く。）及び別表第一第十号の改正規定は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成二年五月九日人事院規則〇一七一四）
この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附則
(平成十四年三月一日人事院規則一〇七五)
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の改正規定及び第十六条を削る改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年二月二日）
この規則は、平成十八年十一月二十三日から施行する。

空気中の酸素の濃度が十八パーセント未満になるおそれのある場所における業務	可燃性のガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務
潜水器を用い、かつ、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はポンベからの給気を受けて水深十メートル以上の水中において行う業務	腐しよく性物質、毒物又は有害性物質を収容した船倉又はタンク内の清掃業務
有害性の塗料又は溶剤を使用する塗装又は塗装のはくりの業務	動力さび落とし機を使用する業務
炎天下において、直接日射を受けて長時間行う業務	動力さび落とし機を使用する業務
寒冷な場所において、直接外気にさらされて長時間行う業務	炎天下において、直接日射を受けて長時間行う業務
冷凍庫内において長時間行う業務	水中において、船体又は推進器を検査し、又は修理する業務
ナタンク又はボイラーの内部において、身体の全部又は相当部分を水にさらされて行う水洗業務	一人につき三十キログラム以上の重量が負荷される物を運搬し、又は持ち上げる業務
二 産後一年を経過しない女子船員の危険有害業務	前号イからヘまで、チ、ヌ及びヲからラまでに掲げる業務
三 妊産婦である女子船員以外の女子船員の危険有害業務	第一号ヌ、カ、ヨ及びヲに掲げる業務

別表第四 船員である年少職員の危険有害業務（第十五条関係）

別表第三第一号に掲げる業務	電路又はその支持物の点検、修理等の電気工事の業務で人事院の定めるもの
圧縮又は液化による冷凍のための高圧ガスの製造の業務	じんあい又は粉末の飛散する場所において長時間行う業務
アルファ線、ベータ線 中性子線、エックス線その他の有害な放射線を受けるおそれがある業務	